

旧	新	備考（変更箇所）
<div data-bbox="1071 195 1329 264" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="311 653 1160 701">ピカラモバイル通信サービス契約約款</p> <p data-bbox="557 1465 914 1507">2025年<u>6</u>月1日</p> <p data-bbox="543 1656 923 1698">株式会社 STNet</p>	<div data-bbox="2294 195 2552 264" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1537 653 2386 701">ピカラモバイル通信サービス契約約款</p> <p data-bbox="1783 1465 2139 1507">2025年<u>7</u>月1日</p> <p data-bbox="1768 1656 2148 1698">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="2665 1478 2748 1514">(変更)</p>

通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更箇所）
目 次	目 次	
別記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 1 氏名等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 2 契約者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・ 2 3 3 付随サービスの提供・・・・・・・・・・・・・ 2 3 4 端末設備に異常がある場合などの検査・・・・ 2 4 5 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査・・・・ 2 5 6 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等・・・・ 2 5 7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い・・・・ 2 5 8 端末設備の電波法に基づく検査・・・・・・・・ 2 5 9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い・・・・ 2 5 10 自営電気通信設備の電波法に基づく検査・・・・ 2 5 11 通話時間等の測定・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5 12 データ容量の測定・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6 13 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取扱い・ 2 6 14 本サービスの禁止事項・・・・・・・・・・・・ 2 6 15 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い・・・・・・・・ 2 7 16 自営端末機器の接続・・・・・・・・・・・・・・ 2 7 17 自営電気通信設備の接続・・・・・・・・・・・・ 2 8 18 検査などのための端末設備の持込み・・・・・・・・ 2 8 19 相互接続通信の料金の取扱い・・・・・・・・・・ 2 8 20 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者・・・・・・・・ 3 0 21 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能・・・・・・・・ 3 1 22 契約者の氏名等を通知する中継事業者・・・・・・・・ 3 1 23 管轄裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 24 新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 25 料金請求書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 26 <u>支払い</u> 証明書等の発行・・・・・・・・・・・・ 3 1	別記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 1 氏名等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 2 契約者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・ 2 3 3 付随サービスの提供・・・・・・・・・・・・・ 2 3 4 端末設備に異常がある場合などの検査・・・・ 2 4 5 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査・・・・ 2 5 6 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等・・・・ 2 5 7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い・・・・ 2 5 8 端末設備の電波法に基づく検査・・・・・・・・ 2 5 9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い・・・・ 2 5 10 自営電気通信設備の電波法に基づく検査・・・・ 2 5 11 通話時間等の測定・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5 12 データ容量の測定・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6 13 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取扱い・ 2 6 14 本サービスの禁止事項・・・・・・・・・・・・ 2 6 15 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い・・・・・・・・ 2 7 16 自営端末機器の接続・・・・・・・・・・・・・・ 2 7 17 自営電気通信設備の接続・・・・・・・・・・・・ 2 8 18 検査などのための端末設備の持込み・・・・・・・・ 2 8 19 相互接続通信の料金の取扱い・・・・・・・・・・ 2 8 20 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者・・・・・・・・ 3 0 21 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能・・・・・・・・ 3 1 22 契約者の氏名等を通知する中継事業者・・・・・・・・ 3 1 23 管轄裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 24 新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 25 料金請求書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 26 <u>支払</u> 証明書等の発行・・・・・・・・・・・・ 3 1	(変更)
(略)	(略)	(略)

旧	新	備考（変更箇所）																		
<p>別記</p> <p>26 支払い証明書等の発行</p> <p>当社は、本契約者から請求があったときは、<u>当社が定める一部の法人のみ、当社が別に定める方法により、そのピカラモバイル通信サービスに関わる支払い証明書等</u>（以下「<u>支払い証明書等</u>」といいます。）を発行します。この場合、本契約者は、料金表第4表第1（発行料）に定める発行料を支払っていただきます。ただし、この規定にかかわらず、料金表第4表第1（発行料）に定める発行料をいただかない場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>第4表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第1 発行料</p> <table border="1" data-bbox="210 982 1270 1207"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額（税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金請求書等発行料</td> <td>1の料金請求書等の発行ごとに</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td><u>支払い</u>証明書等発行料</td> <td>1の<u>支払い</u>証明書等の発行ごとに</td> <td>300円（330円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>ア 当社は、料金請求書等を1の本契約ごとに当社が定める一部の法人の場合のみ発行します。</u></p> <p>イ 当社は、<u>支払い</u>証明書等を1の本契約ごとに発行します。</p> <p>ウ 当社は、当社の判断により、発行料をいただかない場合があります。</p> <p>エ <u>支払い</u>証明書等の発行について、本契約者と当社間の契約内容によっては発行できない場合があります。</p> <p>(略)</p>	区分	単位	料金額（税込価格）	料金請求書等発行料	1の料金請求書等の発行ごとに	無料	<u>支払い</u> 証明書等発行料	1の <u>支払い</u> 証明書等の発行ごとに	300円（330円）	<p>別記</p> <p>26 支払証明書等の発行</p> <p>当社は、本契約者から請求があったときは、<u>そのピカラモバイルの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったピカラモバイルサービスの料金、手続きに関する費用または割増金などをいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書</u>（以下「<u>支払証明書等</u>」といいます。）を発行します。この場合、本契約者は、料金表第4表第1（発行料）に定める発行料を支払っていただきます。ただし、この規定にかかわらず、料金表第4表第1（発行料）に定める発行料をいただかない場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>第4表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第1 発行料</p> <table border="1" data-bbox="1427 982 2487 1207"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額（税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金請求書等発行料</td> <td>1の料金請求書等の発行ごとに</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td><u>支払</u>証明書等発行料</td> <td>1の<u>支払</u>証明書等の発行ごとに</td> <td>300円（330円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>ア</u> 当社は、<u>支払</u>証明書等を1の本契約ごとに発行します。</p> <p><u>イ</u> 当社は、当社の判断により、発行料をいただかない場合があります。</p> <p><u>ウ</u> <u>支払</u>証明書等の発行について、本契約者と当社間の契約内容によっては発行できない場合があります。</p> <p>(略)</p>	区分	単位	料金額（税込価格）	料金請求書等発行料	1の料金請求書等の発行ごとに	無料	<u>支払</u> 証明書等発行料	1の <u>支払</u> 証明書等の発行ごとに	300円（330円）	<p>(削除・変更)</p> <p>(略)</p> <p>(削除・変更)</p> <p>(略)</p>
区分	単位	料金額（税込価格）																		
料金請求書等発行料	1の料金請求書等の発行ごとに	無料																		
<u>支払い</u> 証明書等発行料	1の <u>支払い</u> 証明書等の発行ごとに	300円（330円）																		
区分	単位	料金額（税込価格）																		
料金請求書等発行料	1の料金請求書等の発行ごとに	無料																		
<u>支払</u> 証明書等発行料	1の <u>支払</u> 証明書等の発行ごとに	300円（330円）																		

旧	新	備考（変更箇所）												
<p>第4 ユニバーサルサービス料</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" data-bbox="210 306 1270 401"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額（税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 契約者識別番号ごとに</td> <td>2円 (2.2円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	単位	料金額（税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	2 円 (2.2 円)	<p>第4 ユニバーサルサービス料</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" data-bbox="1433 306 2487 401"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額（税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 契約者識別番号ごとに</td> <td>3円 (3.3円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正約款は、2025年7月1日から実施します。</p>	区分	単位	料金額（税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	3 円 (3.3 円)	<p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>
区分	単位	料金額（税込価格）												
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	2 円 (2.2 円)												
区分	単位	料金額（税込価格）												
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	3 円 (3.3 円)												